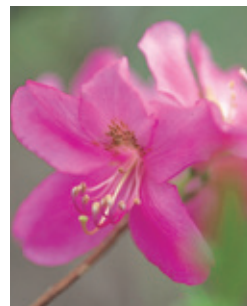




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



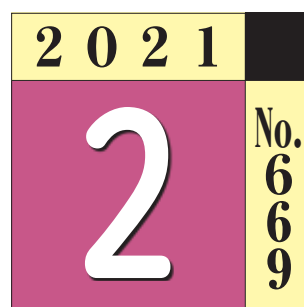
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



令和3年成人式／2021年1月10日

- 02 議会だより
- 07 トピックス 都小学校学習発表会・赤中元気アップセミナー ほか
- 09 健康支援センターだより 全国生活習慣病予防月間・がん検診が変わります！ ほか
- 10 むらの事件簿 携帯電話からの119番通報・余市警察署だより 違法・迷惑駐車防止
- 11 お知らせ伝言板 年金だより・確定申告・村道民税申告の受付 ほか
- 18 赤井川村写真館・編集後記



議会だより

臨時会報告

令和2年第3回臨時会が10月13日に開催されました。審議内容を要約してお知らせいたします。

【審議結果】

○その他

・赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更に ついて

全員賛成で原案可決

・道の駅あかがわの指定管理者の指定について

全員賛成で原案可決

総務開発常任委員会報告

付託を受けた次の1件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・道の駅あかがわの指定管理者の指定について

令和2年第4回臨時会が11月27日に開催されました。審議内容を要約してお知らせいたします。

【審議結果】

○条例案

・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

○補正予算案

・令和2年度一般会計補正予算（第7号）

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・赤井川村におけるスキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援金（増額）

300万円

定例会報告

令和2年第4回定例会が12月17日に開催されました。審議内容、一般質問を要約してお知らせいたします。

【村長行政報告】

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況について

○ふるさと納税の状況について

○北海道中央バス「赤井川線」の存廃協議について

○令和2年9月1日以降工事等発注状況について

決算特別委員会報告

付託を受けた次の6件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【審議結果】

○認定案

・令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

全員賛成で原案認定

○条例案

・赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

○補正予算案

・一般会計補正予算（第8号）

全員賛成で原案可決

・後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

全員賛成で原案可決

・国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

全員賛成で原案可決

・介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

全員賛成で原案可決

・簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・入湯税（減額）

△631万円

・特別定額給付金事業国庫補助金（減額）

△497万7千円
・土地建物等売却代金（増額）

566万2千円
・ふるさと寄附金（増額）

1億円
・地域密着型介護サービス費収入（減額）

△403万2千円
・水道使用料（減額）

△1,780万円

〔歳出〕

・ふるさと納税返礼品等（増額）

6,100万円
・特別定額給付金事業（減額）

△491万3千円
・移住・定住支援事業補助金（増額）

300万円

予算特別委員会報告

付託を受けた次の5件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・一般会計補正予算（第8号）

・後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

・国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

・介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

・簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

一般質問と答弁

議会だよりの一般質問は、議員自ら要約して掲載しております。

また、過去の一般質問と答弁の全文は、村のホームページの会議録の中に掲載しております。

◆連 茂 議員◆

質問【防犯カメラについて】

犯罪防止効果、抑止効果、事件事故の解決への具体的証拠となる防犯カメラは、安全安心の社会づくりに不可欠なツールだと考えます。防犯カメラの設置について、個人又は区会に対し支援を行い、地域における身近な安全確保を図るべきだと思いますがどのようにお考えでしょうか？

また、防犯カメラ設置マニュアルを含め、村内重点箇所への設置を期待しますがどのようにお考えかお伺いします。

答弁 馬場村長

防犯カメラの有益性とともに、設置及び管理費用の区会における負担、さらには撮影データの管理、保管ルールなど区会住民の合意形成が重要であり、特に財源確保の観点からも現時点

においてはこのような支援制度を新たに設けることは考えておりません。

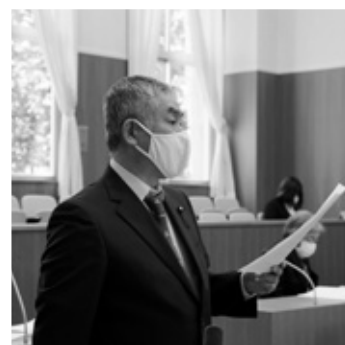
また、1点目の区会に対する防犯カメラ支援制度と同様に、設置における有益性と導入、管理に要する費用をはじめ、撮影される側の権利が存在するという点とも重要な視点であり、犯罪防止という観点の見方を変えると、監視社会と表現される場合もあるのではないかと危惧は拭い去れないところであります。

よって現時点ではご提案のような防災機能としての公共施設へのカメラ設置への考えには至っていないところでです。

質問【図書コーナーについて】

村では年間49万円の予算を蔵書購入費に当て、ベストセラーや、新書、ビジネス本や小説など年間約400冊の本が図書コーナーに並びます。現在、約8,000冊の蔵書があり個人的にも魅力的な一角だと感じ利用させて頂いています。

ただ、残念なことに利用者がとても少ない。役場庁舎受付の前と言うこともあり、どこか居心地の悪さや、本選びに必要な空気感が感じられません。



場所や棚の向きもそうですが、本のデーターベース化や、村のホームページに蔵書コーナーを作ったり、くつろぎながら本を選ぶ場所作りなど、更に工夫が必要に感じます。

工夫を凝らした図書コーナーが住民をリードして読書の習慣を推奨する自努力につながるとは思います。どのようにお考えかお伺いします。

答弁 根井教育長

図書設置場所について、現在の図書コーナーは、何度かの移動を経て、住民の最も目につきやすい場所としてこの場所となった経緯があります。その結果、利用者数はその前後で、年間貸出数307冊から682冊と倍以上に増えたことから、現状ではここが最もふさわしいと考えています。

ただ、図書館を所有している町村のように子供たちが

が図書に親しみながら集うスペースがないことは本村の課題であると考えており、そのため、子供たちが本と出会う機会を増やし、読書意欲の向上が図れるよう、乳児・保護者対象のブックスタート事業や小学生対象のブックフェスティバル事業などを行っているところです。

道立図書館、余市図書館の協力をいただきながら、児童へ貸し出すなどの取組を行い、読書環境を事業によって補う取組を行っています。これらにより、本村の本の貸出総数は実際には他町村と比較しても決して少なくはない状況となっております。

図書のデータベース化については、システムの導入、維持には相応の経費がかかる等のことから、取りやめて図書購入費にまわした町村もあるなど、本村の予算規模からは導入は難しいと考えています。

村民への周知については、村のホームページに年4回、新刊の写真とリストを紹介しています。現在、図書台帳のデジタル化を進めているところで、これらを教育委員会のページに掲載する予定であり、今後も効果的な周知に努めてまいります。

村内施設検討課題の中で図書室整備は優先順位の高いものの一つとして考えるものではあります。現段階では事業等による読書環境の整備、図書コーナー懸架の工夫等により、図書と親しむ活動を進め、村民の豊かな心の育成につなげていきたいと考えております。

◆能登 ゆう 議員◆

質問【赤井川村訪問介護事業所のサービス提供体制について】

介護保険制度の開始から20年、財源、施設、人材等の不足から「保険あつてサービスなし」という状況も見られます。

確実に安定した、質の良い介護保険サービスの提供体制の整備が、村に求められています。

・村訪問介護事業所ではニーズの大きな村外への通院介助に十分に対応できていない状況と伺っております。それはいつ頃からで、その理由は何か、他のサービスについて同じような状況がないか、サービス提供困難時の対応をどうされているか、伺います。また今後、介護保険サービスの安定した提供のために、または

代替となるサービスの確立のために、村として何をすべきとお考えか伺います。



・人材不足の大きな理由の一つは、他産業との賃金格差だと言われます。コロナ禍で介護職が敬遠されがちな状況の中、待遇雇用環境を改善することが急務ではないでしょうか？

・必要とされるサービスに必要な予算をつけるため、村の福祉・介護分野の体制全体を抜本的に見直し、よりスリムにする必要があるのではないかと考えます。小規模なコミュニティでは、現状のように各部門、事業ごとの縦割り分業というより、分野横断的で横のつながりに柔軟に対応できる組織で対応するほうが、有効ではないでしょうか？

答弁 馬場村長

村外への通院介助を行うには、2名のヘルパーが必要となり、現在、余市町通院、1名が月1回、利用しており時間は半日を要しております。

小樽市への通院介助は半日以上との時間と2名のヘルパーが必要となり、他の利用者が必要とする家事援助等のサービス提供が出来なくなる状況を回避するため、平成28年度の1名の利用者を最後に、平成29年度からは小樽市への通院介助は対応できていません。

村内送迎サービスについては、基本的に毎月の計画スケジュールに沿ってサービスを提供しております。

計画外の突発的な提供依頼についても、他の計画的利用予定者が居る場合には調整可能な場合を除き、職員の欠員補充が出来ていないこともあり、対応出来ない場合もあります。

但しこの場合の送迎については赤井川村社協の送迎で対応して頂き、極力利用者の希望に沿えるように取り組んでいます。

なお、計画に沿った通院介助については、パートタイム会計年度任用職員1名の雇用、またはデイサービスのセンター職員等が兼務す

ることで対応しているところですが。

また今後、代替えとなるサービス確立のために村として何をすべきかですが、現在、通院介助の支援について、ニーズに対応できる仕組みを模索しており、地域公共交通の検討内容も踏まえて、関係機関と安定した福祉的送迎介護サービスが提供できるよう検討を進めているところです。



村は何をすべきかは言うまでもなく、赤井川村という行政機関の器の中で、人・もの・金を考慮しながら出来る限り必要とする支援サービスに取り組むことだと考えており、アウトソーシングもそのひとつと考えています。

人材不足、賃金格差解消については、介護保険サービスの人材不足については、村だけの問題ではなく介護事業全体での生じている事実と認識しています。

介護にかかわる職員の待遇に関しまして、本年4月より会計年度任用職員として雇用しており、以前に比べると改善は出来たものと考えており、村で事業を運営して行くうえでは、引き続き会計年度任用職員として雇用をしていく考えです。体制の抜本的な見直し、多機能な組織対応については、村の福祉・介護分野の体制につきましては、それぞれに役割があり、また、国の制度などを活用するといった観点からも、現状の組織間で効果的に事業展開ができるよう連携を図り、支援を円滑に進めて行きたいと考えております。

質問【子どもの村づくりへの参画について】

寿都町と神恵内村の文獻調査応募、受諾決定に至る過程では、次世代を担う子ども達が意思決定の過程から排除されていたことに、とりわけ違和感を覚えしました。

「子どもの権利条約」では、「意見を表明し参加できること」(子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること)が、大きな

原則のひとつとされている。

また選挙権年齢の引き下げに伴い、主権者教育の必要性も叫ばれています。生活に身近な基礎自治体が地域のことに、子ども達に問いかけることは、それ自体が最良の主権者教育になるものと考えます。

管内の自治体では、子どもがまちづくりへ参加する権利を条例で定めたり、子どもの「まちづくり委員会」、「子ども議会」を開催するなどの取組みが見られます。

赤井川村では子ども達の意見をどのようにに掘り上げ、集約し、政策に反映させていくのか、子どもの村づくりへの参画機会をどのような形でつくっていくのか、村長のお考えを伺います。

答弁 馬場村長

ご質問にお答えする前に「子どもの権利条約」と「主権者教育」に関する私の解釈からお伝えした上で、お答えしたいと思います。

「子どもの権利条約」の4本の柱のうち参加する権利に関わる12条1項については、平成6年5月20日付け文部事務次官通達で、「条約で定められている意見

を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や熟度の度合いによって相応に考慮されるべき」という理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでを求めていることではないこと。

なお、学校においては、「児童生徒等の発達段階に応じ、児童生徒等の実態を十分に把握し、一層きめ細かく適切な教育指導に留意すること。」とされていることから、「聴取」は子どもの人権を守るために保障されるもので、村政の審議決定の場で子ども自らが意見を言うことを補償することではないと解釈しています。

また、「主権者教育」については国の中央教育審議会での審議を踏まえ、新学習指導要領においても定義されており、主権者意識を高める教育は今後益々必要であり、教科横断的に学校の教育活動全体でその力を養って行くべきものと理解しています。

村では子ども達の意見をどのようにに掘り上げ、集約し政策に反映させていくのかですが、現在においても大きな計画を策定する場面では、子ども達にも影響

ある事項については高校生まで含めアンケート調査を行ったり、小中学校の社会科・公民・総合学習等の単元の中で意見集約されたものなどは参考意見として扱っているもので、今後も児童生徒からの提案や意見は大事にしたいと考えています。

また、子どもの村づくりへの参画機会をどのような形で作っていくのかについては、イベントスタッフや環境保全活動への参加を学校や地域を通じて呼びかけるなどを行っており、地域活動への参加機会については今後も積極的に声を掛けようと考えています。

辻 康 議員

質問【村政の見える化について】

村長は就任時、政策の企画や実施過程をより明確に公表する。と述べていました。



あらためて何故見える化が必要なのか、具体的にどのようなものを目指しているのか、そして現時点で村長が成し得たこと、又村長が目標とするものに対する達成具合をお聞きます。

関連して、今赤井川村も令和3年度に向けた予算編成の最中と思います。

後志管内でも予算編成方針、首長の指示事項を示し、職員に対する予算編成説明会を公開する町もあります。が、そのシステムに対する村長の考えをお聞きたい。また本年度、出来る範囲で予算編成の過程を公開する予定はありませんか。

答弁 馬場村長

官民問わず社会全体に情報の透明化、説明責任が求められている背景の中、個人情報保護を考慮しながらも、村にも情報公開条例がある以上、求められる情報についてはルールに基づき公開することが当たり前のことであると考えています。

具体的にはどのようなものを目指しているのかについては、施策の目的や決定経過を文書に残し、情報公開条例に基づき全て公開出来るようにすることと考

えています。つまり、同条例にも規定されている「村民が必要とする情報の把握に努め、村政に対する正確で分かりやすい情報を村民が容易に利用できるよう情報提供政策の拡充に努める」ということであります。

村長が成しえたこと、目標とする達成具合はですが、職員の情報公開することを前提に業務処理を行うという私の考え方については少しずつ浸透してきたと感じています。併せて文書規程の見直しも行い役場内で統一した対応が取れるように取り組んでいます。達成具合については自分自身の意識改革も含め道半ばという感じを持っています。

また、予算編成説明会の開催や公開、本年度予算編成過程を公開する予定はないかについては、管内ではニセコ町がご質問のような取り組みをしていることは承知しております。

私としては全村民を対象とした説明会や中間報告会を開催する考えは持っていますが、村民を代表する議員の皆さんには、予算編成最終取りまとめ前となる1月下旬から2月上旬を目処に予算概要についてご説明する機会を設ける必要性については感じていました。

ので、今後実施の有無も含め調整させて頂きたいと考えています。

◆湯澤 幸敏 議員◆

質問【情報モラル教育について】

近年、情報技術の発展に伴い、様々な電子機器が普及し、学校教育現場においてもICTといわれる情報通信技術を活用した教育が導入、実用化され、児童・生徒にとっても欠かすことのできない機器となつていきます。その一方でインターネットを介したトラブル被害や事件が後を絶たない現状でもあります。

学校教育現場においても、インターネットを媒介としたトラブルが増加し、中でも「インターネット上のいじめ」という「新しい形のいじめ問題」が深刻化している状況です。



いじめの態様総認知件数に占める「インターネット上のいじめ」の割合は、文部科学省による平成28年度の調査によると小学校1.1%、中学校8.8%と、決して高いものではありませんが、26年度から毎年1,000件ほど増加傾向にあり、この深刻な事態の改善のため、情報モラル教育の充実が求められているのではないのでしょうか。情報モラル教育の中には、子ども同士の「いじめ」についてのことだけではなく、悪質なネットトラブルの被害者になることから児童・生徒を守ることを目的としたものも含まれることは言うまでもありません。

そこで、赤井川村の小学校における「インターネット上のいじめ」の認知件数と情報モラル教育の実施状況、さらには「インターネットを正しく使いこなす能力」というネットリテラシーを高める授業が行われているのか等についてお聞かせください。

答弁 根井教育長

本村におけるインターネット上のいじめの認知件数は、過去5年間に1件、この他、SNSでのトラブルが2件報告されています。

ます。また、個人情報アップするという事例が1件ありました。情報モラル教育については、ネットトラブル未然防止のため、啓発資料等を活用して随時指導をしているところであり、また、小学校では5年生以上を、中学校では保護者を対象として外部講師による教室を実施しています。

今年度一人一台タブレットの整備を進めました。それに対応し、小学校では加えて3年生以上で実施を計画しております。



ネットリテラシーの育成にかかわっては、端末などの活用能力の育成、ネットワーク接続なども含めた、総合的なIT情報の活用能力の育成を、小学校では総合的学習の時間、中学校ではさらに技術科を加えた教科領域を中核としながら、教科横断的に指導を進めています。また道徳での指導

も行っています。これらは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うものであり、知恵を磨く領域と心を磨く領域の2領域を総合的に育む観点から行っているものです。

また、今回のICT環境の整備に伴い、「携帯電話の取扱い及び情報モラルの推進等に係る基本的な指導方針」を定め、「インターネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組のさらなる徹底を進めていくことを通知したところであり、「クラウドサービスに係るアカウント取扱要領」、「学校タブレットの家庭活用ガイドライン」を制定するとともに、児童・生徒用に「タブレットの活用ルールと約束」を定めて各校に配布し、各校はこれらに従い、現在指導の徹底を図っていることを申し添えます。

◆◇赤井川村SOSネットワーク◆◇

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

換会実施に向け議論を進めて参りましたが、感染リスクが回避できないため、やむなく中止とさせていただきます。今後、終息状況を見ながらとなりますが、令和3年4月に実施できるように進めて参ります。詳しくは、議会事務局へお問い合わせ下さい。
(議会運営委員会)

トピックス

都小学校学習発表会

2020.12.16 都小学校



都小学校では、12月16日(水)に「学習発表会」を実施しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった学芸会に代わり、日頃の学習の成果を保護者の皆様に見ていただこうと企画したものです。

1・2年生：生活科「生き物なかよし大作戦」と音楽「アンデルスの歌」「こぎつね」

3・4年生：音楽「せいじゃの行進」「世界中の子どもたちが」と「社会科見学のとめ」

5・6年生：音楽「ルパン三世のテーマ」と「修学旅行のとめ」

感染症対策をとった中での開催となりましたが、子どもたちの日頃の学習の成果を見ていただくことができました。雪の中、お集まりいただきました保護者の皆様、ありがとうございました。

赤中元気アップセミナー

2020.12.21 赤井川中学校

12月21日(月)、赤井川中学校体育連盟主催による、赤中元気アップセミナーが赤井川中学校体育館で開催されました。中学生23名、先生6名、一般参加者1名の計30名の参加がありました。

今回はヨガインストラクターのSAHO氏に、「自分のカラダを隅々までコントロールするヨガ」についてレッスンしていただきました。

最初はゆっくりと体をほぐし、温めるところから始まりました。レッスが進んでいくと体勢の辛さから参加者からは「きつい」、「痛い」といった声が聞こえてきましたが、諦めず取り組んでいました。

コロナ渦で体を動かす機会が少ない中、参加した方々はヨガを楽しんでいました。



保健推進員防災研修会

2020.12.22 健康支援センター

12月22日(火)、昨年に引き続き保健推進員防災研修会が行われ、災害発生時に保健推進員として何ができるかが話し合われました。

研修会では、役場職員と消防職員による講話が行われ、2018年に発生した北海道胆振東部地震時の役場の対応やこれから避難所における感染症対策として導入する資材について説明を行いました。

また、役場職員から北海道胆振東部地震の際に現地のボランティアとして活動した経験から災害時の心構え、被災現場に応援として派遣された職員からは家屋調査などに携わり感じたことなどの講話も行われました。

その後、グループワークが行われ、災害時の保健推進員としての活動について意見が交わされました。



「妖怪アマビエ」のオリジナル切手フレームの寄贈

2020.12.23 赤井川村役場

12月23日(水)、北海道地方郵便局長会北後志地区渡辺会長より、日本郵便株式会社北海道支社が作成した、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、疫病を収めるといわれている「妖怪アマビエ」のオリジナル切手フレームを寄贈していただきました。

寄贈していただいたオリジナル切手フレームは、現在村長室に置かれております。



令和3年成人式

2021.1.10 生活改善センター

1月10日(日)、生活改善センターにおいて令和3年赤井川村成人式が挙行されました。今年出席した新成人は10名。

今回は新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮や式典の規模を縮小しての開催となりましたが、新成人たちは真剣な面持ちで式に参加しました。新成人代表からは、力強い決意と感謝の意が述べられました。

集まった新成人の皆さんには、本式の意義を強く感じていただけたものと思います。出席した新成人の中には、まだ学生の方もいますが、これから一人ひとりが立派な社会人として羽ばたいてくれることを願っています。出席していただいた新成人の皆さん、ご来賓・保護者の皆様、ありがとうございました。



新型コロナウイルス感染症 集中対策期間における北海道からの要請

全国的な新型コロナウイルスの感染拡大の中、北海道内においても再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を1ヶ月延長し、全道の対策を進めるとともに、特に感染者数や入院患者数が高い水準にある札幌市における強い措置を講じます。

これまで、道民の皆さま、事業者の皆さまには大きなご負担をおかけしてきたところですが、2月15日までの新たな集中対策期間における感染の抑制に向けて、引き続きご協力をお願いいたします。

【対策のポイント】

■緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避できない場合

○札幌市内における不要不急の外出や往来を控える

○札幌市との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避する行動の徹底

○できる限り同居していない方との飲食は控える

○重症化リスクの高い方と接する方等は、マスクの着用、手洗いなど、感染リスクを回避する行動の更なる徹底 など

健康支援センターだより

ここ2～3年雪が少なかった分、今年は雪の量がやや多く感じます。気づけば冬もそろそろ折り返し。日が長くなってきて、少しずつ少しずつ春が近づいているような気がします。

全国生活習慣病予防月間

- 毎年2月は、全国生活習慣病予防月間です。生活習慣病予防に対する国民の意識向上と、これによる健康寿命の伸長を目指すべく、平成23年より日本生活習慣病予防協会が定めました。
- 次の「一無（いちむ）」、二少（にしょう）、三多（さんた）からなる健康習慣を参考に、ご自身の生活を振り返り、生活習慣病を効果的に予防しましょう。
- 一無（禁煙）** タバコは、本人はもちろん周りの人の健康も害します。
 - 二少**
 - 【**少食**】 食事は腹八分目で控えめに。
 - 【**少酒**】 アルコールは少量をたしなみ、ほどほどに。
 - 三多**
 - 【**多動**】 日頃から、軽い運動など、体を動かす習慣を。
 - 【**多休**】 規則正しい生活で、しっかりと心と体の休養を。
 - 【**多接**】 多くの人、事、物に触れ、イキイキとした生活を。

がん検診が変わります！

- 4月に受けることが出来るがん検診の項目が増えました！（4月もしくは10月のいずれか1回受けることができます）
 - 4月は土曜日開催です！
 - 10月にも乳がん・子宮がん検診ができるようになります！（4月もしくは10月のいずれか1回受けることができます）
 - 事業主健診にがん検診が含まれていない方は、村のがん検診を受けることが出来るようになります！
 - 日程** 令和3年4月10日（土）
 - 検診項目** 乳がん・子宮がん・胃がん・大腸がん・肺がん
 - 場所** 健康支援センター
 - 対象** 赤井川村に住民票のある20歳以上の方
- ※詳細につきましては、後日ご案内いたしますのでご確認ください。



新型コロナワクチンウイルスワクチン接種について

現在準備中です。
準備が整い次第ご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。



成人風疹抗体検査を受けましょう

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は、風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。

まずは、ご自身が風疹の抗体を持っているかどうかの検査が必要です。

令和4年3月31日までの間に限り対象者の方へは、無料で検査と予防接種が受けられるクーポン券を発行しており、全国の医療機関で受検いただけます。（職場の健診で受検可能かについては勤務先にご確認ください）

クーポン券がお手元にない方あるいは紛失された方は再発行が可能ですので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ：健康支援センター内 保健福祉課保健福祉係 TEL 35-2050

の ら む 簿 件 事

携帯電話からの 119番通報

赤井川村内で携帯電話から119番通報した場合は、余市消防署につながります。まずは、赤井川村から通報している事を伝えてください。

その後、余市消防署から赤井川消防署に119番通報電話が転送され、赤井川消防職員と直接会話ができますので、落ち着いて聞かされたことに答え、絶対に電話を切らないでください。

■119番通報のかけ方

※消防職員の問い掛けに、あわてず落ち着いてゆっくりと答えてください。

①「119番消防です。火事ですか？救急ですか？」と消防職員が出ます。
○火災なのか、救急なのかを伝えてください。

②「場所はどこですか？」と聞かれます。

○「字○○の○○宅です」と答えてください。

※団地名や近くの大きな建物など、わかりやすいキーワードがあれば教えてください。

③「何が燃えていますか？」
「どうしましたか？」と聞かれます。

○火災なら「○○が燃えています。」家、納屋、畑など。

○救急なら「○○が胸を苦しめています。」などと答えてください。

※必要に応じて、左記のような内容を色々と聞きますので、それに応じて答えてください。（傷病者の氏名、年齢、性別、意識・呼吸状態、病歴やかかりつけ病院、発生原因、怪我の状態など）
④「あなたの名前と通報番号を教えてください。」と聞かれますので答えてください。

※消防職員が、傷病者の症状や現場の状況など、詳しい内容を再度あなたに連絡し確認することがあります。

■救急車が到着するまでに：

※通報内容により消防職員から左記のような救急処置の方法が伝えられますので、出来る範囲で協力をお願いします。
○心肺蘇生法（気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫）
○止血・固定
○気道異物除去

※119番通報は発生場所の 特定が命です。消防隊・救急隊は24時間、365日いつでも出動可能ですが、発生場所がわから

ないと出動できません。あわてず落ち着いてゆっくりと通報してください。
※今回示したものは、一般的な聞き取り手順です。

余市警察署だより

違法・迷惑駐車防止



違法・迷惑駐車は、

■道路を狭くして通行の妨害
■見通しが悪くなり、歩行者事故などの原因

■緊急車両の活動の妨げ
■除雪作業の障害

になります。

特に、冬は、堆雪によって死角が増えます。

駐車車両があると、除雪作業ができなくなり、さらに死角が増え危険な状態になってしまいます。

運転手は、車が滑らないように、雪にタイヤを取られないようにと近くの路面状況ばかりを見てしまい、周囲の安全確認がおろそかになってしまう場合があります。

そんなとき、駐車車両の陰にいる人を見つけられるとは限りません。

また、一刻を争う消防車や救急車の活動に大きな支障が出る場合があります。

違法・迷惑駐車は、見通

しが悪くなり事故の危険が高まるほか、消防や救急活動を妨げ、冬の除雪の妨げとなり歩行者や車の通行の障害となるのでやめましょう。

『道路を車の保管場所として使用すること』も保管場所法という法律違反となります。

この法律には、道路上に長時間駐車（12時間以上の駐車、夜間にあっては8時間以上の駐車）をしてはならないことなどが定められており、長時間駐車違反は、罰金20万円以下、違反点数2点という重い罰則が科せられています。



お知らせ 伝言板

年金だより

国民年金保険料の納付は口座振替をご利用ください！

国民年金保険料は納付書で納付する方法の他に、安心・便利な「口座振替」があります。
内容については以下のようになっていますので、「忙しくて納付する時間がない」「うっかり納付を忘れてしまった」など、未納にならないためにも是非「口座振替」をご利用ください。

①口座振替とは

- 当月保険料を翌月末に口座から自動的に振り替えて納付します。
- 手続きは金融機関の窓口または年金事務所にお申込みいただくだけです。
（「年金手帳や納付書」「預貯金口座の通帳」「金融機関届出印」をお持ちください）※2・3

②さらに、「前納」「早割」による割引があります

前納について

- 一定期間をまとめて振替納付していただくことにより、割引がされる制度です。
- 期間は2年分（4月～翌々年3月分）、1年分（4月～翌年3月分）、6ヶ月分（4月～9月、10月～翌年3月分）が選べます。

	1ヶ月分ずつ支払うと…	前納をご利用になると… ※4	割 引 額 これだけお得です
2年前納の場合 ※5	397,800円 (16,540×12ヶ月+16,610×12ヶ月)	381,960円	15,840円
1年前納の場合 ※5	198,480円 (16,540×12ヶ月)	194,320円	4,160円
6ヶ月前納の場合 ※5	99,240円 (16,540×6ヶ月)	98,110円	1,130円

早割について

- 当月保険料を当月末に振替納入することにより毎月「50円」割引となります。
- 前納と違い、まとまった保険料を納付する必要がありません。

	1ヶ月分ずつ支払うと…	前納をご利用になると… ※4	割 引 額 これだけお得です
当月振替の場合 ※1	16,540円	16,490円	50円

- ※1 保険料額は令和2年度の金額です。（2年前納のみ令和3年度予定保険料額を使用しています。）
- ※2 お申込み日によって、口座振替の開始月が異なりますので、詳細については最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- ※3 お申込期間中に国民年金の資格を喪失し、再度、資格を取得された場合等には継続されませんので、再度お申し込みください。
- ※4 残高不足で引き落としができなかった場合は、割引が受けられませんのでご注意ください。
- ※5 初めて2年前納または、1年前納、6ヶ月前納を申込された場合、前納振替日（毎月4月末振替分）に前月分（3月分）と合わせて振替させていただくため、口座残高にご注意ください。

■詳しくは小樽年金事務所（電話0134-65-5003）までお問い合わせください。

確定申告・村道民税 申告の受付

●確定申告・村道民税申告

の受付を次の日程で行います。この申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料などの計算の基礎資料となりますので、忘れずに行ってください。

申告がない場合には、軽減などの措置を受けられないことがあります。

■確定申告が必要な方

①給与収入がある方

②給与収入で所得税が差し引かれているが、年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年の途中の退職者など）

③年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除を受ける方（入院等で医療費がかさんだ方）

④給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある方

⑤令和2年1月～令和2年12月までの給与収入が20万円を超える方

⑥2か所以上の会社から給与を受けた方

⑦寄付をした方

⑧定められた団体に20万円を超える寄付をして、寄

付金控除を受ける方

⑨6か所以上の自治体におけるさと納税をした方

⑩5か所以内の自治体におけるさと納税をし、ワンストップ特例制度を利用していない方

⑪公的年金収入のある方

⑫公的年金収入の合計が400万円を超える方

⑬公的年金収入が400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方

⑭所得税の還付を受ける方

⑮株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方

■住民税申告が必要な方

①公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など）の変更や追加を行う方

②公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金所得がある方

③所得税はかからないが、事業所得や不動産所得がある方

※住民税の申告が不要となる方は、勤務先で年末調整をしていて他の所得や所得控除がない方、所得税・復興特別所得税の確定申告を行う方となります。

■申告に必要なもの

【共通】

①印鑑

②マイナンバーカード

※カードを取得していない方は、通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

③申告者名義の預貯金の口座番号

※還付申告者のみ

④控除に関する書類

⑤前年中に支払った生命保険料、地震保険料等の各種控除明細書

⑥前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年保険料、介護保険料などの領収書、口座振替通知書

⑦障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

⑧前年中（令和2年1月～令和2年12月）の収入金額を証明できる書類

⑨源泉徴収票

⑩一時所得、譲渡所得や不動産所得がある場合はその内容がわかる書類

⑪事業所得を申告される方は、諸帳簿、各種伝票等収入と経費が分かる書類

【医療費控除を受ける方】

共通の①～⑤のほかに次の書類を用意してください。

●医療費控除の明細書（任意の様式でも可）

●医療を受けた人、病院・

薬局の名称、医療費区分、医療費の合計、補てんされる金額を事前に記載した明細書を用意してください。生命保険から受けた保険金や高額療養費などで補てんされた分は差し引いてください。

●平成29年分の申告から領収書の添付が不要となりましたが、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（令和2年分までの申告については、医療費の領収書を添付することもできます。）

●医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知に載っていない月の分は明細に記載することで申告することができます。

●6カ月以上寝たきりでおむつを使用している場合

●1年目／領収書及び医師が発行した「おむつ使用証明書」

●2年目以降／領収書及び介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」

●医療機関への交通費（公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）については、医療費の明細書

に合計金額を記入してください。（領収書不要）

タクシーは、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。

【医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方】

●セルフメディケーション税制の明細書

●適用を受ける年分で、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（インフルエンザ予防接種の領収書など）

※医療費控除の特例は、通常の医療費控除との併用はできません。



■日程及び会場

日 程	時 間	地 区	会 場
令和3年3月2日（火）	午前9時～午後1時	都・曲川	都住民センター
令和3年3月3日（水）	午前9時～午後1時	落合・常盤	山村活性化支援センター
令和3年3月4日（木）	午前9時～午後4時	共栄・富田・母沢	赤井川村役場第3会議室
令和3年3月5日（金）	午前9時～午後4時	日ノ出・中央	赤井川村役場第3会議室
令和3年3月8日（月）	午前9時～午後4時	池田・旭丘	赤井川村役場第3会議室
令和3年3月9日（火）	午前9時～午後4時	一町内	赤井川村役場第3会議室
令和3年3月10日（水）	午前9時～午後4時	二町内	赤井川村役場第3会議室
令和3年3月11日（木）	午前9時～午後4時	全村	赤井川村役場第3会議室

※土曜日、日曜日は受付できません。また、混雑状況によりお待ちいただく場合もございますので、時間に余裕をもってお越しください。

令和2年分確定申告のお知らせ

余市税務署では、令和2年分所得税の確定申告等の相談及び申告書の受付のため、次のとおり確定申告会場を開設します。

■開設期間

令和3年2月16日（火）～
令和3年3月15日（月）

■相談受付時間

午前9時～午後4時
※平日のみ

■確定申告会場

余市税務署
余市町朝日町1番地

本年は、新型コロナウイルス感染症対策として、**確定申告会場（余市税務署）の混雑を緩和し、いわゆる「3密」を防止するため、会場への入場には「入場整理券」が必要になります。**
入場整理券の配付方法は、次の2通りです。
①LINEアプリで事前発行
来場希望日の10日前から、**希望日時を選択して事前に入手**することができ
ます。
②確定申告会場で当日分を配付
先着順に配付いたします
（希望日時の選択はでき

ません。）。
なお、入場整理券の配付状況や相談状況により、来場された時間よりも後の時間帯の入場になる場合があります。
また、**当日分の整理券の配付が終了した場合など、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。**

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税の確定申告書等を作成し、e-Tax（電子申告）又は印刷して郵送で提出することができます。
申告書の作成や入場整理券の配付方法などの詳細は、国税庁ホームページ（「札幌国税局確定申告」で検索）をご覧ください。
詳しくは左記QRコードをご確認ください。



■お問い合わせ

余市税務署
Tel 0135-221-2093

運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染症防止対策のため、受講制限を行っていただきますので受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

■優良運転者講習（30分）

2月10日（水）午後3時30分
2月25日（木）午後3時30分

■一般運転者講習（1時間）

2月18日（木）午後1時
2月10日（水）午後1時
2月25日（木）午後1時

■違反運転者等講習（2時間）

2月18日（木）午後2時30分

■初回講習（2時間）

※会場は全て余市町中央公民館です。
※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。
※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

信書便制度について

「手紙を守るためのルールがあります」
手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便業者だけが取り扱うことができますと定められています。（※宅配便やメール便では原則として信書の送付はできません。）

詳細については左記をご覧ください。
○「総務省情報流通行政局郵政行政部」
<https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>
○「信書便制度周知リーフレット」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000676405.pdf

○総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
Tel 03-5253-5975
○総務省北海道総合通信局信書便管理官
Tel 011-709-2311

■お問い合わせ

総務省北海道総合通信局
信書便管理官
Tel 011-709-2311

農業委員会だより

農業委員会総会 第6回

開催月日／12月25日

◆会議案件

◆賃貸借契約等の解除について 2件

◆赤井川村農業振興地域整備計画の変更協議について 2件

◆農地法第5条の許可申請について 1件

◆農用地利用集積計画の決定について 4件

◆新規就農受入体制と来年度研修希望者の確認 1件

お知らせ

◆利用権の設定（賃借権・使用貸借権）の見直し更新をしましょう

基盤強化促進法によって設定した利用権及び農地法第3条による使用貸借権は、契約期間が終わると自然解約となるため、新たに契約を結ぶ必要があります。（農地法第3条による賃借権の契約はお互いが合意解約しない限り期間が終わっても、

自動で契約更新されます。）現在、農地を借りている農家の皆様は自分の契約期間がいままであるかを確認し、契約が切れていた場合は冬の間に契約更新を忘れずに行いましょう。

また、2月から3カ月以内に契約が切れそうな方についても書類の準備期間が必要ですので、早めに農業委員会へ契約更新の旨をご相談ください。

◆農地台帳の見直しを行います

1月の農業委員会総会にて、農地台帳の見直しを行います。

見直しを行った際に、耕作が認められない方等には通知を行い、意見を求めますので、農業委員会へ意見のある方は、農業委員会事務局（横井、保科）までご連絡ください。

◆農地情報の提供のお願い

皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

い。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数 売渡希望 7件

買受希望 2件
（令和3年1月15日現在）

2月7日は北方領土の日

◆北方領土返還要求署名のお願い

北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何よりも必要です。

皆様からいただいた署名は、国会法第79条の規定による請願書として衆議院及び参議院に提出します。

■1月21日から2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。

一人ひとりの返還の思いを結集し、北方領土の返還を実現させましょう。

高年齢者雇用安定法の改正

令和3年4月1日から70歳までの就業機会の確保のための高年齢者雇用安定法が改正されます！

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるように、環境整備を図ることを目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置（努力義務）などを内容としています。

■改正のポイント

○70歳までの就業機会の確保（努力義務）

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設

○70歳までの定年引き上げ

○定年制の廃止

○70歳までの継続雇用制度

（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

○70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

○70歳まで継続的に左記の事業に従事できる制度の導入

・事業主が自ら実施する社会貢献事業

・事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

■お問い合わせ

北海道労働局またはお近くのハローワーク



なだれに注意

冬の北海道では、スキーや雪山登山などのウィンタースポーツを楽しむ方も多いでしょう。しかし、雪山ではなだれへの注意が必要です。

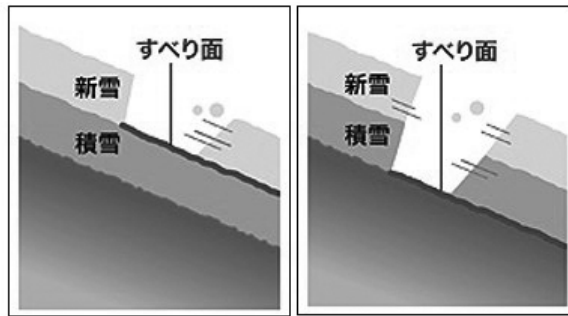
なだれは斜面に積もった雪が滑り落ちる現象で、発生条件により2種類に分けられます。「表層なだれ」は、古い積雪の上に新たに降り積もった雪が滑り落ちる現象で、新雪の多く降る真冬に発生しやすく、大雪が降った時には注意が必要です。一方、「全層なだれ」は、気温の上昇や雨により融けた水で地表が滑りやすくなり、すべての積雪が滑り落ちる現象です。寒さが和らぐ春先に発生しやすくなります。

どちらも木々をなぎ倒し、建物を破壊してしまうほどの力を持っています。また、表層なだれの速さは新幹線と同じくらい、全層なだれの速さは自動車と同じくらいであるため、目の前でなだれが発生すると、あっという間に巻き込まれてしまいます。

札幌管区気象台では、「24時間に30cm以上の降雪」あるいは「50cm以上の積雪

で、日平均気温5℃以上」と予想したときに、なだれ注意報を発表します。

雪山に入る際には、気象台が発表する情報を確認の上、なだれ発生の危険を想定した行動をとりましょう。また、地元の関係機関が設けた安全に雪山を楽しむためのルールに従い、滑走禁止エリアや危険地帯には絶対に立ち入らないようにしましょう。



表層なだれ

全層なだれ

(政府公報オンライン「最大時速200kmものスピードに―雪崩(なだれ)から身を守るために」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201311/4.html>より)

お問い合わせ

札幌管区気象台 天気相談所
TEL 011-611-0170

雪による被害防止のために

■家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、暴風雪が予報されるときは、外出を避けましょう。
- 日頃から停電に備え、懐中電灯・携帯ラジオ・防寒具・ポータブルストーブ・灯油・非常食・飲料水などを準備しておきましょう。
- FF式暖房機などを使用している場合は、一酸化炭素中毒を起こす恐れがありますので、給排気口が雪でふさがれないように注意しましょう。
- 車での外出するときに気をつけること
 - 万が一に備え、携帯電話を忘れずに所持!
 - 車が立ち往生する可能性があるため、防寒着・長靴・手袋・スコップ・けん引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出かけましょう。また万が一に備えて飲料水や非常食を用意しておくことが安心です。

- 運転していて、地吹雪などにより危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。
- 大雪や吹きだまりなどで車が立ち往生したときは、JAFなどのロードサービスや近くの人家などに必ず救助を依頼してください。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにしてください。
- 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防(119番)や警察(110番)に連絡して車の中で救助に備えてください。
- 車が雪に埋まったときは、エンジンを切りましょう。マフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすおそれがあります。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、こまめにマフラーまわりを除雪してください。

■除雪を行うときに気をつけること

- 屋根の雪下ろしをするときは、
- ・複数で行う
- ・滑り止めをつける等工夫を!

- ・面倒でも命綱をつけて!
- ・周囲を確認!
- 除雪機を使用するときは、機械に巻き込まれないような服装を!
- ・機械トラブルが発生したときは、必ずエンジン停止!
- ・通行人や子どもなど周囲を確認!
- その他の注意事項
 - ・屋根の下を通るときは、『雪』や『つらら』に注意を!
 - ・無理に除雪作業を行わず、除雪作業で汗をかけた着替えを!
 - ・暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出は控える
- 北海道の関連ホームページ
 - 暴風雪などによる被害防止について
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>
 - 除雪などによる被害防止について
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihiga.htm>

シーニックナイト2021～今年は静かにキャンドルを灯しましょう～

本年度も「シーニックバイウエイ北海道(支笏洞爺ニセコルート)」の取組に協賛して、「シーニックナイト2021inあかいがわ」を取り組めます。

ただし今年はコロナ禍という厳しい状況を勘案し、例年行っていたウィンターフェスティバル(イベントやカルデラ太鼓)と点灯式については中止することとしました。

当日は数多くのキャンドルを灯すことにより、コロナウイルスの終息を村民の皆様と一緒に祈願したいと考えております。

つきましては、自宅前や道路に接する自己敷地内でキャンドルを灯すことにご協力頂ける方には、キャンドルを提供しますので、是非とも趣旨をご理解の上、ご参加ください。

■開催日
2月13日(土)

■内容

◇シーニックナイト2021

時 間 ①午後5時00分からキャンドルー斉点灯(約3時間)

②午後6時00分より花火打ち上げ

場 所 ①都小学校前、道の駅あかいがわ、都地区国道・道道付近を中心に赤井川村全地区
②都地区

■お問い合わせ

ウィンターフェスティバル実行委委員会

(窓口)役場産業課産業係 Tel34-6211
赤井川村商工会 Tel34-6755

■各自でキャンドル点灯にご協力頂ける方へ

当日ご協力頂ける方は、キャンドルを10ヶ／戸を無料で提供しますので、令和3年2月10日(水)までに事前に役場産業課産業係まで必要個数をご連絡下さい。キャンドルのお渡しは2月1日より役場窓口にて行います。

なお、11ヶ以上希望される方は、自己負担(40円／ヶ)での注文に応じますので、その際もご連絡願います。

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2020.12.15	0.065	雪
12.18	0.049	くもり
12.22	0.051	くもり
12.25	0.082	雪
12.29	0.048	くもり
2021.1.1	0.050	くもり
1.5	0.047	くもり
1.8	0.053	雪
1.12	0.040	くもり

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

◇公表
広報／毎週火・金曜日の午前9時現在データ(前月14日までの結果)を掲載

◇測定時間／10分間隔で常時測定

◇測定場所／北海道設置

◇測定機器／モニタリングポスト(北海道設置)

◇測定単位／ μGy (マイクログレイ)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP／北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。

赤井川村の空間放射線量の状況

2月の気象情報
 平年と同様に曇りや雪の日が多いでしょう。
 ◇気温 ー 高40%・平40%・低20%
 ◇降水量 ー 高30%・平40%・低30%

住民のまど

〈12月15日～1月14日届出〉
この期間、戸籍届出等はありませんでした。

村長のうごき

〈12月15日～1月14日〉

- 15日◇エネルギービジョン策定委員会／字赤井川
- 16日◇北後志消防組合本部幹部との打合せ／字赤井川
- 17日◇第4回赤井川村議会定例会／字赤井川／18日
- 19日◇衆議院議員本田平直政経セミナー／札幌市
- 21日◇北後志消防組合・北後志衛生施設組合議会臨時会／余市町
- 23日◇農林業活性化推進協議会・意見交換会／字赤井川
- 24日◇JA新おたる組合長との意見交換／字赤井川
- 25日◇入札／字赤井川

31日◇赤井川神社正月祭／字赤井川

（1月）

- 6日◇新年訓示・辞令交付／字赤井川
- 10日◇成人式／字赤井川
- 14日◇黒松内町長選挙告示日／黒松内町

むらの日誌（12月）

- 1日◇土木工事検定
- 3日◇選挙管理委員会
- 4日◇土木検定
- 8日◇水道下水道検定
- 9日◇土木検定
- 10日◇土木検定
- 11日◇公営企業会計移行業務選定委員会
- 11日◇議会運営委員会・議活性化特別委員会
- 14日◇土木検定
- 15日◇土木検定
- 16日◇建設課検定
- 17日◇第4回赤井川村議定例会／18日
- 22日◇校長・教頭合同会議
- 23日◇村営中央団地個別改

自衛官募集

自衛官候補生（男子・女子）、予備自衛官補（一般・技能）を募集します。

※自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に改正されました。

お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4
樽石ビル2F
TEL 0134-22-5521



無料法律相談所の開設

■日時

2月17日（水）

午後1時から午後4時

■場所

余市町中央公民館（余市町大町4丁目143番地）
TEL 23-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡します。
（TEL 21-2111）

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	1,069	107	1,176	+19
男	529	59	588	+13
女	540	48	588	+6
世帯数	558	99	663	+19

※令和2年12月31日現在

今月の表紙

今月の表紙は、成人式からの1枚です。
新成人の皆さん、おめでとうございます。
保護者の皆さまも、子育てがひと段落ついた、そのような思いもありでしょうか。
さて、新成人の皆さんは成人式に臨むにあたり立てた目標や抱負がありますか？その目標などが実現できるよう、頑張ってくださいね！



赤井川村写真館～赤井川の四季～



赤井川小学校 6年生 総合的な学習の時間「ふるさとの魅力 再発見！～写真展を開こう～」

撮影：左上・坂本 珠生、左下・秋元 涼太、右上・石田 鈴、右下・田村 瞭

場所：赤井川村内 撮影日：2020年9月24日～10月28日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上をお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■今年はしっかり、例年通り雪が降りましたね。真冬日も続き、冬ってこんなに寒かったのか？雪、今日も降ってる。。。と毎日思っています。(去年は特別小雪だったので、余計でしょうか？)

寒くなり乾燥する季節です。色々な病気が流行る季節でもありますので、皆さまも体調が優れないときは無理をせず、休みましょう。(K)

【発行情報】広報あかいがわ2021年2月号 (No.669)

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産 国産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan